

鳥取県告示第12号

鳥取市が行う土地改良事業に係る小倉地区（第1工区）の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年1月10日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成24年1月10日から同年1月30日まで
- 3 縦覧に供する場所
鳥取市役所及び鳥取市河原町総合支所
- 4 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に鳥取県東部総合事務所長に申し出ること。